

令和6年4月版『建設業許可申請の手引き』主な変更箇所

○全体に関する事項

- ・ ページ数の増減により、全体のページ数、参照先のページを変更。
- ・ 文字のフォントや段落、行の間隔を調整。

目次（修正）

- ・ 令和5年8月 ⇒ 令和6年4月 に修正

P1-2（追記）：（2）許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

- ・ 軽微な建設工事の具体例を追記。
- ・ 浄化槽の設置工事及び解体工事を行う場合の詳細を追記。

P2-6（修正、追記）：（3）どの業種の許可を受ければよいか

- ・ 一式工事の考え方を追記。
- ・ 一式工事に係る判断基準を明記。
※少額元請及び下請工事：H30より県HPで公開
- ・ 一式工事に係る建設業の許可のみを受けた場合の留意点を追記。
- ・ 附帯工事の説明を修正。

P8（修正、追記）：表1「建設工事と建設業の種類」の字句の修正

- ・ ガラス工事 ガラスフィルム工事の追記
- ・ 塗装工事 誤字の訂正（容→溶）

P10-11（追記）：表1「建設工事と建設業の種類」の注意事項の追記

- ・ とび・土工・コンクリート工事
「地盤改良工事」、「法面保護工事」、「道路付属物設置工事」の追記
- ・ 管工事
「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などのフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。を追記。
- ・ 防水工事
トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「とび・土工・コンクリート工事」である。を追記。
- ・ 電気通信工事
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性を図るために実施する点検、整備及

び修理)に関する役務の提供等の業務は、該当しない。 を追記。

・造園工事

「屋上等緑化工事」の追記。

P 1 2 - 1 3 (追記)

上下水道施設の業種区分一覧、「解体工事」の業種区分の考え方、「機械器具設置工事」の考え方を追記。

P 1 7 - 1 8 (追記) : I 適切な経営能力を有すること

経營業務の管理責任者の認定に係る具体例を追記

P 2 0、5 0、5 4、5 6、5 8、5 9、6 1、6 7 (修正)

確定申告書B→確定申告書に修正。

(令和4年分の確定申告書より、確定申告書A・Bの様式が統合されたことによるもの)

P 2 3 (追記) : II 適切な社会保険等に加入していること

健康保険及び厚生年金保険の適用、雇用保険の適用に関する図を追記

P 2 9 (追記) : 二. 専任技術者がいること

⑦「専任」と認められない事例を追記

P 3 7 (追記) : 表5-2 技術者の資格(基幹技能者)

令和5年9月1日施行「国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める告示」により追加のあったものを追記。

・登録あと施工アンカー基幹技能者(工種:とび・土工工事)

令和6年3月施行「国土交通大臣が認める登録基幹技能者を定める告示」により追加のあったものを追記。

・登録計装基幹技能者(工種:電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事)

記入漏れのあったものを追記

・登録建築測量基幹技能者(工種:大工工事)

・登録解体基幹技能者(工種:解体工事)

P 4 0 (追記) : (1) 許可の申請手続き

「3 提出部数」の修正(R5.8改正の修正漏れ)

P 4 1 (追記) : (1) 許可の申請手続き

「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を用いた電子申請の受付開始の案内を追記。

P 4 3 (追記) : (2) 許可申請時の書類

様式7号はいずれか一方のみ提出する旨を表の中にも追記。

P 4 4 - 4 6 (修正、追記) : (2) 許可申請時の書類

注意事項に記載されている「納税証明書」、「本籍地の市区町村が発行する身分証明書」、「法務局が発行する登記されていないことの証明書」に関する表現修正、追記。

P 5 4 (追記) : 「健康保険被保険者証等での常勤性の確認」

出向職員の常勤性を確認する資料で求める旨を追記。

「健康保険被保険者適用除外承認証も可」を削除

P 5 5 (追記)

建設工事の請負の実績を確認する際の契約書等の内容（経營業務の管理責任者）に関する注意事項を追記。

P 5 8 (追記) : 5 常勤役員等に準ずる地位として補佐経験がある場合

工事請負の実態がわかるものを求める場合がある事例として、「建設業許可を受けていた法人の下での補佐経験ではない場合」を追記。

P 6 6 (追記) : 指導監督的な実務経験について

また、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであるので、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含むことができません。 を追記。

P 6 8 (追記) : 実務経験を要件とする場合の取り扱いについて

「②実務経験証明書に記載のある期間中に証明事業者¹に在籍していたことが確認できる書類」のうち、所得税の確定申告書第一表に以下の文言を追記。

※税務署における所得税の確定申告書の保存期間を経過したことで、開示請求により必要証明期間分の所得税の確定申告書の書類が取得できない場合で、かつ他の公的証明でも事業所得が確認できない場合にあっては、厚生年金保険の「被保険者記録照会回答票」(事業所名が記載されているもの)の写しの書類において、必要証明期間中に他の会社の被保険者となっていないことをもって当該期間の在籍を確認します。(経營業務の管理責任者としての経験期間の地位については、この取扱いをもって確認することはできません。)

P 6 9 (追記) : 「実務経験証明書の作成にあたっての注意事項」

実務経験証明書の証明に関して、証明者への依頼事項を追記。

P 7 2 (修正) : 営業所にかかる確認資料「営業所の写真」

注意事項の表現修正。(内容に係る変更なし)

P 7 6 (修正) : (5) 申請書類の提出について

提出部数の修正 (R5.8 改正の修正漏れ)

P 7 9 (追記)

許可の有効期間の調整 (許可の一本化) に関する文言を追記。

P 8 0 (追記)

許可後の手続き (更新、変更) を追記。

P 8 4、9 4 (修正)

「3 提出部数」の修正 (R5.8 改正の修正漏れ)

P 8 9 - 9 0 (追記)

「1 個人事業主から法人化に伴う認可申請の要件」 法人化手続における注意点の追記。

- ・法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業主として営業をする必要があります。譲渡日前に法人が建設工事の請負契約の実績を有した場合は、個人事業における常勤性を欠くこととなり、個人事業主の建設業の許可が取消しとなることがあります。
- ・法人設立後も、譲渡日までの間は、個人事業の経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者は、当該個人事業における常勤性を満たしている必要があります。

「2 個人事業主の老齢等の理由による承継に伴う認可申請の要件」

旧事業主が新事業主の下で、営業所の専任技術者に就任することは可能な旨を追記。

P 9 1 (追記)

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者に関する事項を追記。

- ・経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、承継の効力の発生する日から常勤していれば問題はないため、事業承継に併せて変更することは可能です。

ただし、申請時点で承継者において常勤勤務でない場合は、承継における「経營業務の管理責任者」及び「営業所の専任技術者」の常勤性の確認資料 (P53) を承継日から2週間以内に提出する必要があります。

P 1 0 4、1 0 6 (追記) : (1) 変更等の届出—表 10 変更届出書の一覧表

- ・「経營業務の管理責任者等にかかるもの（法第 7 条第 1 号イ）」の箇所に、許可申請時の確認資料（常勤性の確認、経営経験の確認）を追記。（従来記載漏れ）
- ・役員等の氏名（改姓等）・役職名
「役職変更のみの場合、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第 12 号）を不要」 を追記
「履歴事項全部証明書で改姓・改名の事実が確認できない場合のみ、戸籍抄本【原本】を求める。」 を追記
- ・個人事業主又は支配人の氏名（改姓・改名）
「履歴事項全部証明書で改姓・改名の事実が確認できない場合のみ、戸籍抄本【原本】を求める。」 を追記

P 1 0 8 (追記) : (1) 変更等の届出

決算変更届の提出に関する注意喚起文書を追記。

※従来から県HPに掲載している文書を貼り付けています。

P 1 1 1 (追記) : (6) 標識の設置

標識の掲載に関する間違いやすい箇所を追記。

P 1 1 2 (追記) : [1] 1④

行政書士法人の際の取り扱いを追記。（行政書士法人の場合は法人番号を記載）

P 1 1 8 (修正) : 「役員等の一覧表」

「株主等」の説明書きを追記。

法人の役員、顧問、相談役が、役員等の一覧表（別紙一）に記載すべき株主等を兼ねている場合は、株主等としての記載を省略可 を追記。

P 1 2 5 (修正) : 工事経歴書

「事業年度期間」を追記。

工事名を記載する際の注意事項を追記。

P 1 2 7－1 2 9 (追記)

経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載に関する具体例を追記。

P 1 3 0 (追記)

毎事業年度（決算期）終了時の工事経歴書への計上に関する注意事項等を追記。

P 1 3 1 - 1 3 2 (修正)：様式3号「直前3年」

注意事項を追記。

P 1 3 4 (修正)：様式第4号「使用人数」

技術関係使用人及び事務関係使用人のいずれにも該当する方は、主となる方に記載してください。を追記。

P 1 3 8、P 1 4 0 (削除)：様式第7号「常勤役員等証明書」

備考欄の「個人事業による事業主のため」を削除

P 1 5 9 (修正)：様式第9号「実務経験証明書」

注意事項を追記。

P 1 6 0 (修正)：様式第10号「指導監督的実務経験証明書」

注意事項を追記。

P 1 6 6 (追記)：様式第15号「貸借対照表」

その他の注意事項に「固定資産、負債の部も同様」と追記。

0と空白の違いを追記。

P 1 7 2 (追記)：様式第17号「株主資本等計算書」

注意事項を追記。

P 1 8 1 - 1 8 7 (追記)

建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和57年建設省告示1660号）を追記。

P 1 9 4 - 1 9 7 (追記)：様式第20号「営業の沿革」

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）を追記。

「新規、般・特新規、業種追加及び廃業等について記入してください。なお、更新については記入不要ですが、「業種追加+更新」などや一本化の場合は省略できません。」を追記。

P 1 9 8 (追記) : 様式第 2 0 号の 2 「所属建設業者団体」
所属建設業者団体の名称を追記。

P 2 0 2、2 0 8、2 1 0 (追記) : 認可申請書
申請期限を追記。

P 2 0 7 (追記) : 様式第 2 2 号の 6 「誓約書」
これらの誓約書を提出し、様式第 7 号の 3 を後日提出とした場合には、承継 の日) から 2 週間以内に様式第 7 号の 3 の提出 が必要です。(規則第 13 条の 2 第 9 項。) 提出がされない場合は認可が取り消しとなります。の注意事項を追記。

P 2 1 4 (追記) : 様式第 2 2 号の 1 1 「誓約書」
これらの誓約書を提出し、様式第 7 号の 3 を後日提出とした場合には、承継 の日) から 2 週間以内に様式第 7 号の 3 の提出 が必要です。(規則第 13 条の 2 第 9 項。) 提出がされない場合は認可が取り消しとなります。の注意事項を追記。

P 2 1 8、2 3 0 (追記) : 様式 2 2 号の 2 「変更届出書」
「営業所の所在地」 郵便番号削除
「41～43」の箇所については、「所在地の変更の場合は全て記入してください。」と追記。
「変更年月日」の記載日付に関する説明書きを追記。

P 2 2 0 (削除)
「営業所の所在地」 郵便番号削除

P 2 2 4、2 3 2 (追記) : 様式第 2 2 号の 4 「廃業届」
廃業等の年月日の欄に、「実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。
例) 法人の解散日等」の注意事項を追記。